

＝関西 STS 連絡会＝

《 第191回 運営委員会レジュメ (2026.6.13) 》

1. 前回（第 190 回運営委員会 2025.9.13）の概要報告：

- 開催日時・場所：2025 年 9 月 13 日 3 時 00 分～5 時 00 分、於：関西 STS 連絡会事務所（大阪市浪速区）
- 出席団体・グループ（9 団体）
 - ◎ 伊良原淳也（関西 STS 連絡会） ◎ NPO 法人「移動送迎支援活動情報センター」（大阪市）
 - ◎ NPO 法人「日常生活支援ネットワーク」（大阪市） ◎「いが移動送迎連絡会」（三重県伊賀市）
 - ◎ 伊藤豊（関西 STS 連絡会） ◎ NPO 法人「自立生活センターやお」（八尾市）
 - ◎ NPO 法人「自立生活センターFREE」（吹田市） ◎ 三星昭宏（近畿大学・名誉教授）
 - ◎ い～そらネットワーク（大阪市）
- 報告＆討議資料：
 - ① NPO 法人 全国移動ネット「2025 年度 事業の基本方針（要旨）」（2025.6.21 議案書より）
 - ② 「報道《全国移動ネットが総会・シンポ》福祉有償運送団体の 7 割が対価上げず」
(東京交通新開 2025 年 7 月 14 日)
 - ③ 「《国交省組織令改正》有償運送の所掌を変更／モビリティ推進課に」（東京交通新開 2025 年 7 月 14 日）
 - ④ 「福祉有償運送のローカルルールに関する意見交換会」
(2025 年 8 月 27 日 10～12 時、於：国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課)
 - ⑤ 「福祉有償運送事業における近年の主な改正点について」（2025.7 国交省東北運輸局山形運輸支局）
 - ⑥ 介護予防・日常生活支援総合事業ガイドラインの一部改正（2025.9.2 NPO 全国移動ネット）
 - ⑦ 「湖南市社協“移動支援に関する勉強会”～講演の御礼について～」（2025.8.27 於：滋賀県湖南市）
 - ⑧ 「東大阪市東部エリアで「まいどトライド」運行開始／LINE と電話で配車依頼」
(2025.9.4 東大阪経済新聞)
 - ⑨ 「《大阪・関西万博'25》意識を変える「みんなトイレ」／大阪館 障がい者や
LGBTQ の人も快適に／おむつ替えベッド・介助者の目線遮るカーテン…」
(朝日新聞 2025.8.18)

2. 報告＆討議資料：

- ① 「《2025 年 移動送迎支援活動セミナー》
地域生活の足の確保を拓げるための 諸制度の改正の流れから学ぶ！」の開催

- 日時：2025 年 11 月 29 日(土)12：45～
- 会場：たかつガーデン（大阪府教育会館）「アジサイの間」
- 主催：NPO 法人 移動送迎支援活動情報センター
- 後援：NPO 法人 全国移動サービスネットワーク／関西 STS 連絡会
- 参加者：86 名
- セミナー次第
 - ① 基調講演：「各地の実践状況から見えてくる生活の足の確保への課題について」
講師：伊藤みどりさん（NPO 法人 全国移動サービスネットワーク事務局長）
 - ② 行政報告 I：
 - 「交通空白解消に向けた取組みについて」：

報告：国土交通省 近畿運輸局 交通政策部 交通企画課

- 「移動支援に関わる制度・施策について～移動支援に係る法制度～」：

報告：国土交通省 近畿運輸局 自動車交通部旅客第一課

③行政報告Ⅱ：

- 「介護予防・日常生活支援総合事業における移動支援と、
多様なサービス・活動の創出について」：

報告：近畿厚生局健康福祉部 地域包括ケア推進課

④地域からの実践報告：

- 社会福祉法人 海南市社会福祉協議会（和歌山県海南市）
- 社会福祉法人 葛城市社会福祉協議会（奈良県葛城市）
- 一般社団法人「チョイサボしのだ」（大阪府和泉市）

⑤まとめ：

- 三星 昭宏さん（近畿大学名誉教授、関西 STS 連絡会顧問）
- 柿久保浩次さん（関西 STS 連絡会 事務局）

■資料：「まとめ」（三星 昭宏さん（近畿大学名誉教授、関西 STS 連絡会顧問））

「これまでの「移動送迎支援」が、公共交通の急速な崩壊などにより、健常者を含むモビリティの確保への統合的な流れとなる中で、障がい者・高齢者が有する固有の移動問題を明確に方向性と施策を考えねばならない時期であると感じました。

国交省の取組みは「自家用有償運送」制度をより現実化させ、「許可・登録を要しない輸送」の位置づけも明確にし、「公共交通空白地有償運送」の制度化などは隔世の感があります。

一方、厚労省も高齢者を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」において、移動支援と多様なサービス・活動を創出するよう支援しています。両省の説明は非常に熱を感じました。現地の出先機関や自治体、「福祉有償運送運営協議会」「地域公共交通会議」など、そして取組みを担う地域の住民・市民団体にも早急に周知されることが望まれます。

現地の実践報告も、とても興味深いものの連続でした。全国を見回すと、これまでの高齢者・障がい者の移動支援運動が新しい段階に入っており、とくに地方部で多数の事例が出ていることには感銘を与えました。

今後、現場でこれらをどう活かすかが課題と思います。そういう意味で「生活の足の確保」に関する行政の動向、取組みの現場、支援活動の最新の動きなどの報告と問題提起は、具体的な取組みを考えている参加者には貴重なセミナーになったものと思います。ありがとうございました。」

② NPO 法人 全国移動サービスネットワーク「第 20 回通常総会」議案書より

■ 2025 年度事業報告（案）

<2025 年度事業の総括>

1. 自家用有償旅客運送や許可・登録不要の運送に対する制度改正を広く自治体や関係団体に周知するとともに、移動困難者への支援がさらに推進されるよう、取組の創出支援や担い手の発掘・育成の支援策を、国や自治体に対して働きかけます。

- 制度改正等の周知については、メルマガの配信(年間 23 回)の他、主催・共催したセミナー・シンポジウムを計 5 回、自治体からの委託事業(6 自治体)等での支援事業や講師派遣をすることで広く 周知を進めました。

- 許可・登録不要の運送に関しては、国土交通省から発行された「高齢者の移動手段を確保するためのパンフレット」を活用し、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送に関するガイドライン」の内

容を広く発信しました。

- 福祉有償運送に関しては、国土交通省に対して制度改正に向けた提言活動を続け、運営協議会におけるオンライン申請に対する意見や申請手続きそのものに対する改善要望等を行いました。内閣府規制改革推進室との意見交換を経て、「規制改革推進に関する中間答申」にローカルルール等の是正が措置事項として記載されるなど、一定の成果を上げました。

2. 福祉有償運送の動向を前年に引き続き調査するとともに、運送の対価のあり方や移動困難者の生活実態に配慮した利用料負担の軽減策等を追求します。また、福祉事業者・団体における許可・登録不要の運送の普及を視野に入れた情報発信に取り組みます。

3. 会員登録・組織強化を図り、情報発信力と情報収集力の向上をめざします。

<2025 年度事業の実施内容（重点項目）>

- (1) 自治体からの受託事業
- (2) 講師・アドバイザー派遣
- (3) 自家用有償旅客運送の制度緩和に向けた動き

I. 国土交通省総合政策局モビリティサービス推進課長宛「提言書」の提出（2026 年 4 月 22 日提出）

- ①福祉有償運送の登録に関する協議の場の廃止
- ②地域公共交通会議の権能の変更
- ③書類の簡素化
- ④登録の有効期間の延長
- ⑤運送の区域の拡大
- ⑥利用対象者の確認方法の見直し
- ⑦旅客の範囲拡大に伴う変更登録の省略
- ⑧利用対象者の矛盾した規定の見直し
- ⑨旅客の名簿の提出義務の廃止
- ⑩担い手を育成しやすくする環境整備(セダン等運転者講習の見直し)
- ⑪特定事務所の運行管理の責任者の配置と受講すべき講習の弾力化

II. 「中間答申 一自家用有償旅客運送制度のローカルルール見直しを含む一」決定

（規制改革推進会議 2026 年 2 月 26 日）

【A. B. : 2026 年度措置事項（以下抜粋）】

A. 国土交通省は、持続的かつ合理的な自家用有償旅客運送が促進されるよう、地域公共交通会議において定められたローカルルールの見直しを検討する機会を十分に確保する観点から、以下の事項を市町村及び都道府県並びに自家用有償旅客運送者に周知するよう、各地方運輸局長等に対する関係通達の改正等、必要な措置を講ずる。

- 地域公共交通会議は、自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、～中略～ 現に自家用有償旅客運送を行っている同規則第 49 条に規定する NPO 法人等を構成員とすることとされていること、また、～中略～ 教育施設、医療施設、福祉施設、商業施設等の運営者等を含め、より多様な主体により構成することが望ましいこと。

- この場合において、全ての自家用有償旅客運送者を地域公共交通会議の構成員とすることが合理的ではない場合においても、地域公共交通会議において、自家用有償旅客運送を行っているNPO法人等を含め、より多様な主体から幅広く意見を聴取するなどの機会を設けること。

B. 国土交通省は、不合理なローカルルールの見直し等を促進する観点から、～中略～ 添付を省略することができるとされている書類について、当該書類の内容に変更がないにもかかわらず、～中略～ ローカルルールとして省略を不可とする運用を行っていないかや、更新登録手続に関する情報提供を行っている市町村において権限行政庁（道路運送法施行規則第2条第1項に規定する権限行政庁をいう。）と異なる情報を提供していないかなど、国土交通省が定める自家用有償旅客運送の規制の運用等の状況に加え、各地域公共交通会議において定められたローカルルールの好事例や不合理なローカルルールの見直し事例、見直しの進捗等について把握を行い、その結果を好事例等として取りまとめ、市町村及び都道府県並びに自家用有償旅客運送者を含め、広く周知する。

< 2026年度事業の基本方針 >

2026年度は、設立20年という節目の中で、現体制を見つめ直しながら以下の3点を重点項目として位置づけます。

1. 福祉有償運送や互助型の住民活動に対する制度改正がさらに進むよう、国や行政に引き続き提言活動を進めます。特に、福祉有償運送については運営協議会のあり方や申請・更新に関する改善策や支援策を提言するとともに、互助型の住民活動については自治体による活動支援を追求します。さらに、移動困難者の負担軽減を踏まえた施策について調査や研究を進めます。

- 「改正地域交通法（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律）」では、学校統廃合や病院廃止等に伴う地域課題へ柔軟に対応できる体制をめざし、「輸送資源のフル活用、共同化、協業化」を掲げている。福祉有償運送についても、利用しやすく継続しやすい制度となるよう国土交通省に提言する。

具体的には、①登録の有効期間の延長、②新規登録時における書面開催の導入、③関係者による協議の登録要件からの除外、④旅客の解釈の弾力化、⑤サービスの実態に合わせた運転者講習の内容変更などにより、実施団体の負担を軽減し、利用に向けたハードルを引き下げることをめざす。

- 「許可・登録不要の移動支援」については、第10期介護保険事業計画の策定年であることを踏まえ、「介護予防・日常生活支援総合事業」や「生活支援体制整備事業」を活用した支援の普及に向け、自治体へ働きかける。

具体的には、講師・アドバイザー派遣等を通じて先行事例の情報提供を行うとともに、取組の促進に資する支援策や環境整備を推進する。その一環として、全労済等の保険・共済事業において補償対象外となるケースの課題解決に向け、関係機関への働きかけを実施する。

- 福祉有償運送に関する追加調査の結果を元に、移動困難者の負担軽減に資する施策のあり方を追求・情報発信する。

2. 活動の担い手が増えるための活動紹介ツール開発に着手します。ホームページやSNSの活用にとどまらず、活動紹介動画の作成など全国の移動サービス団体が活用できるような紹介ツールの制作に取り組みます。

3. 執行体制を見直し、より多くの意見反映ができる仕組みの構築をめざします。

③ NPO 法人ささえあい橋本「住民の生活の足確保」への取組み報告

1. 橋本市「3月市長選挙立候補向け“公開質問状”(2026年3月)」の実施

2. 対橋本市、橋本市健康福祉部宛「橋本市民の“生活の足の確保”に関する要望書(2026年4月13日)」
提出行動

●「要望書(前文)」:

「現在、橋本市では「コミュニティバス4路線」「デマンドタクシー8路線」「福祉有償運送6団体」「訪問介護事業所7ヵ所」「介護タクシー3社」「一般タクシー2社」「障がい福祉事業所1ヵ所」「市民ボランティア1団体」が地域の移送支援サービス事業を担っていますが、移動手段は圧倒的に不足しており、担い手不足も深刻な現状を抱えています。

橋本市では、2023年(令和5年)3月に新しい「地域公共交通計画」が策定されていますが、付き添いや介護を必要とする移動への対応がまったく不十分と言わざるを得ません。移動制約者、高齢者等でも市内の日々の基本的な生活(通院・買い物・通学等)ができる環境、移動手段の確保の課題は、この間の数次に及ぶ“いきいき健康課”との協議での課題整理にもありますように、ますます喫緊の課題として一刻も早い個別具体の改善の方向を求められていると思うところです。

『橋本市地域公共交通計画』方針4「まちづくりと連携した需要創出及び地域福祉への貢献」(取組②市民の健康な暮らしのサポート)にある

「日常の買い物や通院における移動支援について、福祉部局及び市民団体等と緊密に連携し、持続可能な支援体制を構築します。具体的には、既存の公共交通に加え、福祉輸送、自家有償旅客運送等さまざまな輸送資源を総動員した交通ネットワークの充実に取り組みます。

・実施主体：市交通行政担当課が中心となり、福祉部局及び建設部局、各地域の第二層協議体及び市内医療機関と連携して進めます」。

まさに、そのものと言えるものです。

今年3月に私どもがおこなった橋本市“3月市長選挙立候補者”向け「公開質問状」への平木哲朗市長の回答文「実情を十分に理解しており、施策に反映させて実施を進めます。買い物や通院の移動支援については、第二層協議体や地域での助け合いも進んでおり、市が移動用の車を貸し出しています。また、民間事業者の送迎用車の空き時間を利用した移動支援の調整も実施しています」とあるように、まさにそうした施策の個別具体の推進こそが、今、求められていると考えています。

つきましては、前掲の「市民の健康な暮らしのサポート」(橋本市地域公共交通計画)にある、「日常の買い物や通院における移動支援について、福祉部局及び市民団体等と緊密に連携し、持続可能な支援体制を構築します」に関して、以下の3項目の要望事項についてお示ししますので、新年度の業務開始にあたり多忙の折とは存じますが、真摯な検討をおこなっていただき「(文書による)回答書」を4月30日までにいただけますよう切にお願い申し上げます。」

●「回答書」(2026年4月30日/橋い健第87-2号/橋本市長 平本哲朗)

「1. 介護保険・介護予防・日常生活支援総合事業における橋本市の現状把握のお願い

① 生活支援Bの事業者

- | | |
|---|----------------------------|
| ・事業者数：1事業者(2024年度末)、 <u>2事業者(2025年度末)</u> | |
| ・2024年度決算：42,000円 | ・2025年度予算：790,000円 |
| ・2025年度決算：72,000円 | ・ <u>2026年度予算：270,000円</u> |

② 生活支援 D の事業者

- ・事業者数：2 事業者（2024 年度末）、2 事業者（2025 年度末）
- ・2024 年度決算：824,500 円 ・2025 年度予算：2,000,000 円
- ・2025 年度決算：959,000 円 ・2026 年度予算：1,505,000 円

③ 高齢者サロンの実施数

- ・事業者数：44 カ所（2024 年度末）、44 カ所（2025 年度末）
- ・2024 年度決算：7,580,520 円 ・2025 年度予算：8,610,000 円
- ・2025 年度決算：8,087,980 円（未確定） ・2026 年度予算：8,696,000 円

④ ボランティアポイントの実績

【デジタル地域通貨ポイント付与数】

- ・実績報告書数：2025 年度実績
登録ポイント 118 人×1,000 ポイント=118,000 ポイント
実施ポイント 995 回×200 ポイント=199,000 ポイント
合計 317,000 ポイント

【付与ポイントを利用した金額】

- ・2025 年度決算：193,636 円（事業開始 2025 年）
- ・2026 年度予算：550,000 円

⑤ 通所支援 C の事業者

- ・事業者数：2 事業者（2024 年度末）、3 事業者（2025 年度末）
- ・2024 年度決算：2,582,400 円 ・2025 年度予算：4,148,000 円
- ・2025 年度決算：4,939,200 円 ・2026 年度予算：8,295,000 円

2. 「NPO 法人ささえあい橋本（発足以来 20 年）」の窮状打開への協力（継続）について。

(1) 補助金の支給（家賃、光熱費等の諸経費の補助金の実施）

2024 年度（令和 6 年度）に貴法人との懇談会を経て、補助金の増額の依頼に対して補助金要綱を改正し、2025 年度（令和 7 年度）より 1 回当たりの補助金額を増額しています。また、補助対象経費についても家賃、光熱水費は認められています。

(2) 福祉有償運送サービス D の対象拡大（すでに通院のみではなくなっている!!）

現在、本市の訪問型サービス D については、介護保険制度のサービス内容に基づき補助しています。また、貴法人のサービス D 実績報告書（個表）の利用目的に、すでに銀行や行政手続き、理美容などの報告をいただいております、その実績に基づき補助金を交付しています。

(3) 空で走る距離の燃料費補填

空車走行に伴う燃料費の補填につきましては、現段階では予定しておりません。理由といたしましては、走行距離の算出方法や補填額の設定など、制度設計上の課題が多くあるためです。

一方、福祉有償運送の利用料金については、タクシー運賃の概ね 8 割程度が目安とされており、この枠組みの中での工夫が重要と考えられます。つきましては、空車走行に伴う経費への対応につきましても、現状の利用料金体系の見直しなど、貴法人の運営方法の再検討について、ご検討いただきたくお願いいたします。

市といたしましても、貴法人の経営基盤の安定化に向けた取り組みを支援してまいりますので、引き続きご相談ください。

(4) 移転先の事務所の提供

市が事務所を直接提供することはできませんが、貴法人の移転に向けた支援として、市内の空き家情報が得られた場合には、積極的に情報提供してまいります。

今後も、貴法人と連携し、移転先の確保に向けて取り組んでまいりますので、ご相談ください。

(5) ボランティア育成への支援

福祉有償運送運転者講習会受講費用については、毎年予算化しており、一人当たりの受講補助は継続していきます。運転手確保が重要な課題であることを認識しており、昨年度も養成講座を開催しました。今後も、研修会の実施方法等、貴法人と連携し取り組みたいと考えています。

3. 総合事業の補助金について

① 市町村の裁量により可能になった補助金

橋本市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス D 補助金交付要綱において、市の裁量により、補助対象経費は、以前より「サービス利用調整に係る人件費」「通信運搬費」「光熱水費」「保険料」「賃借料」などとしており、これらの経費につきましては間接経費として補助対象に含めることが可能ですので申請時に支出科目として計上いただくことができます。

② 総合事業の対象者以外が利用することも可能

橋本市介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス D 補助金は、総合事業の対象者割合に限らず、市の裁量により緩和して補助金を交付しています。

- NPO 法人ささえあい橋本「橋本市いきいき健康課・懇談会」(2026年6月29日 pm9:30) の開催!!

④【報道記事】UD タクシー／車いす「乗車拒否」22％／DPI 日本会議 16 都府県で調査

(東京交通新聞 2025 年 12 月 1 日)

「ユニバーサルデザイン (UD) タクシーが車いす利用者の乗車を拒んでいないか、各地で実地調査する障害者団体の DPI 日本会議 (平野みどり議長) の「全国一斉行動! UD タクシー乗車運動」。今年 (2025 年) は 10 月 24 日 (金曜) を中心に実施され、「乗車拒否」は 22% だった。前年に比べ 9 割減った。東京に限ると、前年と同率の 8%。東京以外は 30% で、14 割減少した。

調査は、東京、大阪、兵庫など 16 都府県で、車いす利用者が延べ 69 回 (東京 26 回、東京以外 43 回) 乗車して行われた。11 月 5 日に結果がまとめられた。

乗車拒否のうち、電動車いすが断られたのは 13% で前年比 16 割減、簡易電動車いすは 80%、33 割増となった。乗車に要した時間は平均 8 分。0・2 分短縮された。車いす乗降操作の研修を受けていないドライバーの割合は 4% と、2・1 割悪化した。

DPI 日本会議は調査データを基に、国土交通省に対し、UD タクシーの乗車拒否が起きないように、事業者・運転者への徹底を求めた。具体策として、運転者への繰り返し研修、▽UD タクシー指定配車の普及、▽車いす乗車を妨げる備品を設置しない、▽UD タクシーステッカーの貼付、▽新たな UD 車両の開発——を要望した。

同会議の「乗車運動」は、トヨタの UD 仕様のタクシー専用車「JPN TAXI (ジャパントクシー)」で車いすでの乗車が問題化した 2019 年に初めて行われた。

「どの程度、拒否され、乗車にどのくらい時間がかかるか」などを調べ、国交省や全国ハイヤー・タクシー連合会 (川鍋一朗会長)、自動車メーカーに改善を促している。

「UD タクシーの乗車拒否をなくそう。より使いやすい UD タクシーの開発を」とうたい、「運動は、事業者やドライバーを批判するのが目的ではない。誰もが利用できることを目指して誕生した UD タクシーの理念にのっとり、車いすユーザーも UD タクシーに乗車できるようにすることが目的」としている。

⑤ 「交通空白解消に向けた取組方針 2026」(2026年6月10日 国土交通省・交通空白解消本部)

■ 国土交通省「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム事務局：発信

国土交通省では、2026年6月10日、大臣出席のもと「第6回『交通空白』解消本部」を開催。「交通空白」解消の動きをさらに加速化するための方針を議論し、「『交通空白』解消に向けた取組方針 2026」を決定しました。

今回の方針のポイントは、以下の3点です。

《取組方針のポイント》

① 「交通空白」の課題の核心を深掘り

「交通空白」は単なる移動手段の不足ではありません。家族の通院・通学の送迎のために時間が費やされ、本来であれば働く、学ぶ、出かけるといった活動の機会が失われています。こうした状況は、地域の消費や活力にも影響を及ぼしており、人や地域の力の発揮を妨げる“見えない壁”であるという認識を明確にしました。

② 最新の「交通空白」の実態を把握

全国1,700を超える市区町村のご協力により、「交通空白」の最新の状況が把握されました。これにより、課題の全体像と地域ごとの状況がこれまで以上に具体的に明らかになっています。

③ 解消に向けた「5本の矢」

「交通空白」解消を次の段階へ進めるため、取組の方向性を「5本の矢」として体系的に整理しました。具体的には、改正地域交通法で創設された制度の着実な実装、十分な財政支援の確保、自動運転等の先進技術導入に向けた環境整備、観光と交通の一層の連携、そして官民連携を支えるプラットフォームの活用を柱として、取組を強力に推進していきます。

本プラットフォームについては、会員数が1,800を超える、官民のマッチングを進めるうえでの大きな基盤として位置づけられており、今後もその活用を通じて、地域と民間事業者等との連携を後押ししていきます。

大臣からは、「交通空白」の解消は、地域の将来を切り拓き、個人の可能性を広げる取組であり、成長戦略の一翼を担うものであるとの明確な方針が示されました。

「交通空白」の解消に向け、各地域の皆様も一丸となって、この取組を前に進めていきましょう。

※ 本日公開された資料については、以下リンク先よりご確認できます。

「交通空白解消に向けた取組方針 2026」(2026年6月10日 国土交通省「交通空白」解消本部)

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/002005747.pdf>

3. 報告と今後の取組み等：

1) 9月以降～「運転者認定講習会」等の取組み

- ◎ 9月6日／(有)谷口自動車「交通空白地有償運送運転者講習」(於：和歌山県田辺市)
- ◎ 9月17～18日／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：和歌山県橋本市)
- ◎ 9月20日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定(+セダン)講習会」(於：大阪市)

- ◎ 9月25日／宇陀市社協「移動・外出支援ボランティア養成講座」(於：奈良県宇陀市)
- ◎ 9月28日／海南市社協「外出支援ボランティア運転者講習会」(於：和歌山県海南市)
- ◎ 9月29日／大宇陀地域ボランティア有償バス協議会「交通空白地輸送講習会」(於：奈良県宇陀市)
- ◎10月1日／大阪バス(株)「交通空白地有償運送運転者講習」(於：大阪バス会議室)
- ◎10月9日／那賀町社協「交通空白地輸送講習会」(於：徳島県那賀郡那賀町)
- ◎10月18日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎10月19日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎11月13日／和泉市「移動支援ボランティア勉強会」(於：大阪府和泉市)
- ◎11月15日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎11月16日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎11月17日／和歌山県福祉保健部「生活支援コーディネーター実践研修会①」(於：和歌山会場)
- ◎11月19～20日／太子町社協「運転者認定講習会」(於：大阪府南河内郡太子町)
- ◎11月25日／大和高田市「交通空白地有償運送運転者講習」(於：大和高田市)
- ◎11月26日／和歌山県福祉保健部「生活支援コーディネーター実践研修会②」(於：紀美野会場)
- ◎12月9日／天理市農林課「交通空白地有償運送運転者講習」(於：天理市)
- ◎12月10日／和歌山県福祉保健部「生活支援コーディネーター実践研修会③」(於：田辺会場)
- ◎12月13日／猪名川町社協「安全運転講習会」(於：兵庫県川辺郡猪名川町)
- ◎12月25日／神戸活性化支援機構「交通空白地有償運送運転者講習」(於：神戸市北区)
- ◎ 2月14日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎ 2月15日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎ 2月15日／海南市社協「外出支援ボランティア運転者講習会」(於：和歌山県海南市)
- ◎ 3月7日／四條畷市田原支所「交通空白地有償運送運転者講習」(於：四條畷市)
- ◎ 3月11日／大阪狭山市社協「外出支援ボランティア運転者講習会」(於：大阪狭山市)
- ◎ 4月12日／天理市「交通空白地有償運送運転者講習」(於：奈良県天理市)
- ◎ 4月18日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎ 4月19日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎ 4月25日／天理市「交通空白地有償運送運転者講習」(於：奈良県天理市)
- ◎ 5月16日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎ 5月17日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎ 5月18日／有田市福祉保健部「住民間移動支援推進会議(アドバイザー)」(於：和歌山県有田市)
- ◎ 5月20日／和歌山県福祉保健部「住民間移動支援推進会議(アドバイザー)」(於：和歌山県)
- ◎ 6月24日／彦根市社協「インストラクター&運行管理者研修会」(於：滋賀県彦根市)
- ◎ 7月18日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎ 7月19日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎ 7月26日／ささえあい橋本「外出支援ボランティア養成講座」(於：和歌山県橋本市)
- ◎ 8月21,24日／能勢町社協「運転者講習会」(於：兵庫県能勢町)
- ◎ 9月26日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎ 9月27日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎10月17日(9:30～18:00)／関西STS連絡会「運転者認定講習会」(於：大阪市)
- ◎10月18日(10:00～11:30)／関西STS連絡会「運転者認定セダン講習会」(於：大阪市)
- ◎11月18日(9:30～18:00)／太子町社協「運転者認定講習会」(於：兵庫県太子町)
- ◎11月19日(10:00～11:30)／太子町社協「運転者認定セダン講習会」(於：兵庫県太子町)

■ 次回連絡会議：2026年 月 日(土) pm ~

於：NPO法人 日常生活支援ネットワーク事務所